令和 7 年度決算に係る健全化判断比率

自治体の財政破綻を早い段階で食い止めることを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 20 年 4 月 1 日から一部施行され、平成 21 年 4 月から全面施行されました。これにより、地方自治体は毎年度、前年度の決算に基づき、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の 4 指標（「健全化判断比率」）について、監査委員の審査に付し、議会へ報告し、公表することが義務付けられました。

桂川町の、令和 7 年度決算に係る健全化判断比率は、下表の通りです。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
桂　　川　　町	—（なし）	—（なし）	4.0%	—（なし）
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

≪参考：福岡県内の状況≫

2 政令市平均			9.0%	91.2%
27　市　平　均			5.8%	5.1%
31 町村平均			6.4%	6.1%
60 市町村平均			6.2%	8.5%
58 市町村平均			6.2%	5.6%

※「平均」は、各指標の合計値を団体数で除した、単純平均です。

令和 7 年度決算に係る資金不足比率

健全化判断比率と同様に、公営企業を経営する地方公共団体は毎年度、前年度の決算に基づき、公営企業ごとに「資金不足比率」を監査委員の審査に付し、議会へ報告し、公表することが義務付けられました。桂川町の場合は、水道事業がこれに該当します。

桂川町水道事業の、令和 7 年度決算に係る資金不足比率は、下表の通りです。

	資金不足比率
桂　　川　　町	—（なし）
経営健全化基準	20.00%

過去の各指標の推移

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
令和 6 年度決算	—（なし）	—（なし）	3.8%	—（なし）	—（なし）
令和 5 年度決算	—（なし）	—（なし）	3.6%	—（なし）	—（なし）
令和 4 年度決算	—（なし）	—（なし）	3.5%	0.7%	—（なし）
令和 3 年度決算	—（なし）	—（なし）	3.2%	1.6%	—（なし）
令和 2 年度決算	—（なし）	—（なし）	3.3%	6.7%	—（なし）

用語解説

【健全化判断比率】

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的なサービスを行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減策や歳入増加策を講じるとともに、解消の期間も長期間になる等、深刻な事態になっているということになります。

本町の令和７年度決算においては、約２億5,800万円の黒字ですので、問題ありません。

算出方法

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字比率

一般会計等のほか、国民健康保険特別会計等のすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示したもの。この比率が高くなるほど、実質赤字比率と同様に、赤字の解消が難しくなります。

本町の令和７年度決算においては、約９億4,100万円の黒字ですので、問題ありません。

算出方法

$$\frac{\text{連結（一般会計等＋公営事業会計）実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもの。借入金の返済については、削減したり、先送りしたりすることは原則的にできません。このため、この比率が高くなるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字再建団体に転落する可能性が高まります。

本町の令和７年度決算においては、借入金返済額等約３億9,500万円のうち、実質的な負担額は約１億6,500万円となっており、約60％が国から配分される地方交付税等で賄われます。比率上、問題ありません。

算出方法

$$\frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示したもの。この比率が高い場合、将来負担額を実際に支払っていかなければならないので、今後の財政運営が圧迫される等、問題が生じる可能性が高いと言えます。

本町の令和７年度決算においては、将来負担額約56億3,900万円全額が、国から配分される地方交付税や、町の基金等で賄われ、実質的な負担額は０円となりますので、算定されません。

算出方法

$$\frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○早期健全化基準

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

○財政再生基準

健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。

【資金不足比率】

○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したもの。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなるので、公営企業として経営に問題があることになります。

本町においては、資金不足は発生していませんので、算定されません。

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。

【その他】

□標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。

□一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費は、一般会計で処理されます。

□特別会計

特定の歳入歳出を、一般の歳入歳出と区別して、別個に処理される会計。料金収入を主な財源としている公営企業会計、法律で設置が義務付けられている国民健康保険事業会計などが、特別会計として設けられています。

□一般会計等

地方公共団体の会計のうち、公営事業会計以外のもの。桂川町の場合は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得特別会計がこれに当たります。

□公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業（後期高齢者医療事

業)、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学付属病院事業に係る会計の総称。桂川町の場合は、水道事業会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計がこれに当たります。

※居宅介護サービス等事業特別会計は平成 21 年 5 月 31 日付けで、老人保健特別会計は平成 23 年 3 月 31 日付けで廃止しました。

□実質収支

当該年度の歳入歳出の差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源（当該年度の収入のうち、支出が翌年度になるものの財源）を控除した額。この額が赤字になる場合が、「実質赤字」と呼ばれます。

□一般財源

使途が特定されず、どのような経費にも使用できる収入。地方税や地方譲与税、地方交付税などが代表的なものであり、一般財源が多いほど、行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能になります。

□特定財源

使途が特定される収入。国庫・県支出金や地方債、分担金及び負担金などが代表的なものです。

□将来負担額

地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債。

□元利償還金

借入金の返済金で、元金と利子を合わせたもの。

□準元利償還金

一般会計等から他会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、一部事務組合への負担金のうち組合が起こした地方債の償還に充てたものなど、公債費に準じた経費。

□充当可能基金

当該団体が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債残高に対して、その償還財源とすることができる基金。ただし、法律や政令に基金の設置根拠があるものなどは、この対象外とされます。

□基準財政需要額

普通交付税の算定の基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するもの。

□公営企業

交通事業やガス事業、水道事業など、地方公共団体の行う企業。桂川町の場合は、水道事業がこれに当たります。

お問い合わせ先

企画財政課財政係（役場 2 階）

TEL：0948-65-1085（内線 226、227）

FAX：0948-65-3424

E-MAIL：zaisei@town.keisen.fukuoka.jp